

支援金詳細

インボイス制度支援措置（納税額が売上税額の2割に軽減）

免税事業者からインボイス発行事業者になった場合の税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができます。

地域	
支援の種類	助成型（2）
利用目的	税制
対象	免税事業者からインボイス発行事業者になった方（2年前（基準期間）の課税売上が1000万円以下等の要件を満たす方）
公募期間	～
上限金額・助成金	税負担・事務負担を軽減するため、売上税額の2割を納税額とすることができる
給付要件	対象となる期間：令和5年10月1日～令和8年9月30日を含む課税期間 個人事業者は、令和5年10～12月の申告から令和8年分の申告まで対象
その他	
問合せ先	インボイスコールセンター 電話：0120-205-553
URL	https://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/invoice/index.html